

○深谷市イベント出店希望者バンク制度登録要綱

令和3年5月19日部長決裁

令和8年3月 2日部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内商工業者の魅力の向上と利用の促進、販売機会の増加を目的とする支援を行うため、各イベントに対し、参加意欲のある事業者を深谷市イベント出店希望者バンク制度（以下「バンク」という。）に登録するとともに、その活用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「イベント」とは、次の各号のいずれかに該当する催しをいう。

- (1) 深谷市、深谷商工会議所、ふかや市商工会または、バンクに登録された事業者（以下、「登録事業者」という）が主催する催し。
- (2) その他商工振興課長が適当と認める催し。

(対象事業者の範囲)

第3条 この制度の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 深谷商工会議所またはふかや市商工会の会員であること。
- (2) 深谷市内に実店舗または事業所を有していること。（移動販売車を除く）
- (3) 移動販売車にあつては、当該事業を営む代表者が深谷市に住民票または実店舗を有し、移動販売の許可を有すること。
- (4) 深谷市地域通貨ネギー取扱店利用規約に基づく深谷市地域通貨ネギー取扱店であること。ただし、市長が、当該事業者の事業内容が深谷市地域通貨ネギーを取り扱う対象に当たらないものと認めた場合はその限りでない。

(登録)

第4条 バンクに登録を希望する事業者は、商工振興課へ次の内容を申請するものとする。

- (1) 事業者、事業所に関する事項

- ア 氏名
- イ 住所（所在地）
- ウ 連絡先
- エ 屋号または社名
- オ 加入商工団体
- カ 地域通貨ネギーの取扱店であることの有無

(2) 事業内容に関する事項

- ア 事業の種類
- イ 販売予定品

(3) その他必要な確認事項

(登録の解除)

第5条 商工振興課は、登録事業者が次のいずれかに該当したときは、すみやかに当該登録を解除するものとする。

- (1) 登録事業者から登録解除の申し出があったとき
- (2) 登録事業者が第3条の規定に該当しなくなったとき

(登録事項の公開)

第6条 商工振興課は、バンクの登録事項を、イベントの主催者および所管警察署に対し、公開することができる。

(庶務)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、商工振興課が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

この要綱は、令和8年3月2日から施行する。